

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項		
1	1	1	1	3	3. 優先事項	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	1	1	1	1	3	3. 優先事項	1	1	1	3	3. 優先事項	契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。						
1	1	1	1	4	4. 設計図書間の不整合	特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	1	1	1	1	4	4. 設計図書間の不整合	1	1	1	4	4. 設計図書間の不整合	特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。						
1	1	1	2	6	6. 設計図書	設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	1	1	1	2	6	6. 設計図書	1	1	1	2	6. 設計図書	設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。						
1	1	1	2	9		なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	1	1	1	2	9		1	1	1	2	9							
							1	1	1	2	10	10. 契約図面	1	1	1	2	10	10. 契約図面	契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。					
1	1	1	2	39	42. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	1	1	1	2	40	40. 工事着手	1	1	1	2	40	40. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。					
1	1	1	4	1		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	1	1	1	4	1		1	1	1	4	1		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。					
1	1	1	23	8		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	1	1	1	23	8		1	1	1	23	8		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。					
1	1	1	26	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	26	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。					
1	1	1	26	7	7. イメージアップ	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	1	1	1	26	7	7. 現場環境改善	1	1	1	26	7	7. 現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																															
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
1	1	1	26	13	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。																																								
1	1	1	26	14	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。																																								
1	1	1	30	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	30	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																					
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項								
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6																	
					<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国施第215号）」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																						
					<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																						
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6																	
					<p style="text-align: center;">表 1-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの																	
機 種	備 考																										
一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																										
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの																											
					<p style="text-align: center;">表 1-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																		
機 種	備 考																										
一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベ-スマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項		
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		
					<p style="text-align: center;">表1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの										<p style="text-align: center;">表1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考																							
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																							
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの																								
機 種	備 考																							
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																							
1	1	1	30	9	9. 特定調達品目 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	1	1	1	30	9	9. 特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。													
						1	1	1	30	9	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。												
						1	1	1	30	9	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
1	1	1	31	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	1	1	31	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。									
1	1	1	31	2	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	1	1	1	31	2	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。									
1	1	1	32	4	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。									
1	1	1	32	12	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。									
1	1	1	34	1	(2) 建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(2) 建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）											
1	1	1	34	1	(4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	(4) 労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）											
1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）											
1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）											
1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）											
1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）											
1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）											
1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）	1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）											
1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）											
1	1	1	34	1	(14) 道路法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	(14) 道路法（平成28年3月改正 法律第19号）											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
1	1	1	34	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正 法律第17号）									
1	1	1	34	1	(76)	毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(76)	毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）									
1	1	1	34	1	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）	1	1	1	34	1	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月法律第50号）									
1	1	1	34	3	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	34	3	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、 契約 図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。									
1	1	1	35	5	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に 当たり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	35	5	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に あたり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。									
1	1	1	35	6	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に 当た らなければならない。	1	1	1	35	6	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に あた らなければならない。									
1	1	1	35	7	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に 当た っては誠意をもって対応しなければならない。	1	1	1	35	7	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に あた っては誠意をもって対応しなければならない。									
1	1	1	36	2	2. 休日又は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	1	1	1	36	2	2. 休日 また は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。									
1	1	1	37	4	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に 当たり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	4	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に あたり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。									
1	1	1	39	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。									
							1	2	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）									

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																															
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																							
編		章		節		条		項		編		章		節		条		項																																																																			
編		章		節		条		項		編		章		節		条		項																																																																			
1	2	3	1	1						1	2	3	1	1																																																																							
						<p style="text-align: center;">表 2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th><th rowspan="2">説</th><th rowspan="2">明</th><th rowspan="2">摘</th><th rowspan="2">要</th></tr> <tr> <th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土</td><td>礫質土</td><td>礫まじり土</td><td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td><td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td><td>礫(G)</td><td>礫質土(GF)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td><td>砂</td><td></td><td>海岸砂丘の砂</td><td>砂質土、マサ土</td><td>砂(S)</td><td></td></tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td><td>砂</td><td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td><td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td><td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td><td rowspan="2">粘性土</td><td></td><td>バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td><td>ローム 粘性土</td><td></td><td>シルト(M) 粘性土(C)</td></tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td><td></td><td>バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td><td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td><td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">岩または石</td><td>岩塊</td><td>岩塊</td><td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td><td></td><td>玉石まじり土岩塊 起砕された岩、ごろごろした河床</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">軟岩</td><td rowspan="2">軟岩</td><td rowspan="2">I</td><td>第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1～5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5～10cm程度のもの。</td><td rowspan="2">地山弾性波速度 700～2800m/sec</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10～30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を築に離しうるもの。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">硬岩</td><td rowspan="2">硬岩</td><td rowspan="2">II</td><td>石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30～50cm程度のき裂を有するもの。</td><td rowspan="2">地山弾性波速度 2000～4000m/sec</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>硬い岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。</td><td>地山弾性波速度 3000m/sec以上</td><td></td></tr> </tbody> </table>		名称			説	明	摘	要	A	B	C	土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G)	礫質土(GF)	砂質土及び砂	砂		海岸砂丘の砂	砂質土、マサ土	砂(S)		砂質土(普通土)	砂	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)		粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土		シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)		岩または石	岩塊	岩塊	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。		玉石まじり土岩塊 起砕された岩、ごろごろした河床		軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1～5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5～10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700～2800m/sec		凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10～30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を築に離しうるもの。	硬岩	硬岩	II	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30～50cm程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2000～4000m/sec		花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。				硬い岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上									
名称			説	明	摘	要																																																																															
A	B	C																																																																																			
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G)	礫質土(GF)																																																																															
	砂質土及び砂	砂		海岸砂丘の砂	砂質土、マサ土	砂(S)																																																																															
		砂質土(普通土)	砂	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																															
	粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土		シルト(M) 粘性土(C)																																																																														
			高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)																																																																														
	岩または石	岩塊	岩塊	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。		玉石まじり土岩塊 起砕された岩、ごろごろした河床																																																																															
軟岩		軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1～5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5～10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700～2800m/sec																																																																																
				凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10～30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を築に離しうるもの。																																																																																	
硬岩		硬岩	II	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30～50cm程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2000～4000m/sec																																																																																
	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。																																																																																				
			硬い岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上																																																																																	
1	2	3	3	4	4. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	3	3	4	4. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。																																																																								
1	2	3	3	17	17. 押え盛土の施工計画	受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	1	2	3	3	17	17. 押え盛土の施工計画	受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに あたり 、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。																																																																								
1	2	4	1	6	6. 湧水処理	受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	1	6	6. 湧水処理	受注者は、工事箇所 において 工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。																																																																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																															
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																															
1	2	4	3	9	9.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	1	2	4	3	9	9.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に 締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。																																																																								
1	2	4	4	7	7.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4	4	7	7.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に 締固めなければならない。																																																																								
							1	3	2	0	1	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）																																																																									
1	3	3	1	0	1.一般事項	<p style="text-align: center;">表3-1 標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>粗骨材の最大粒径 mm</th> <th>スラブ cm</th> <th>呼び強度 N/mm2</th> <th>単位セメント量 kg以上</th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>無筋構造物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>20又は25</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>20又は25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>350</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要	1号	40	8	18	-	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	2号	20又は25	8	24	-	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	3号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)	1	3	3	1	0	1.一般事項	<p style="text-align: center;">表3-1 標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>粗骨材の最大粒径 mm</th> <th>スラブ cm</th> <th>呼び強度 N/mm2</th> <th>単位セメント量 kg以上</th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>無筋構造物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>20又は25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>20又は25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>350</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要	1号	40	8	18	-	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	2号	20又は25	12	24	-	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	3号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)
使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要																																																																													
1号	40	8	18	-	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																																																																													
2号	20又は25	8	24	-	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																																																																													
3号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																																																																													
使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要																																																																													
1号	40	8	18	-	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																																																																													
2号	20又は25	12	24	-	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																																																																													
3号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																																																																													
1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらぬ場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。																																																																								
1	3	3	3	2	(4)	その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	3	2	2	(4)	その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。																																																																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
1	3	6	4	5	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。										
1	3	6	7	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、 契約 図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約 図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。										
1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 および 湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 及び 湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。										
1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状 および 寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み および 締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状 及び 寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み および 締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。										
1	3	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、 契約 図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて 契約 図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。										
1	3	14	3	6	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書 又は 施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	6	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書 または 施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																																																																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																																																																																																									
編章節条項						編章節条項																																																																																																																																																			
条文						条文																																																																																																																																																			
2	1	2	0	1	1. 一般事項	2	1	2	0	1	1. 一般事項	2	1	2	0	1	1. 一般事項																																																																																																																																								
受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。						受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。																																																																																																																																																			
2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料																																																																																																																																								
受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。						受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。																																																																																																																																																			
2	1	2	0	6		2	1	2	0	6		2	1	2	0	6																																																																																																																																									
<table border="1"> <caption>表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</caption> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th>対応JIS規格（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">I セメント</td> <td>ボルトランドセメント</td> <td>JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント</td> <td>JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td>シリカセメント</td> <td>JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント</td> <td>JIS R 5213</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 鋼材</td> <td>溶接構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材</td> <td>JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>2 軽量形鋼</td> <td>一般構造用軽量形鋼</td> <td>JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 鋼管</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td>一般構造用角形鋼管</td> <td>JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>5 ワイヤロープ</td> <td>ワイヤロープ</td> <td>JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td>P C鋼線及びP C鋼より線</td> <td>JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td>P C鋼棒</td> <td>JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td>ピアノ線材</td> <td>JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td>硬鋼線材</td> <td>JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>鋼管ぐい</td> <td>JIS A 5525</td> </tr> <tr> <td>H形鋼ぐい</td> <td>JIS A 5526</td> </tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td> <td>JIS A 5528</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>JIS A 5530</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9 鋼製支保工</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> </tbody> </table>						区分/細別	品目	対応JIS規格（参考）	I セメント	ボルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	II 鋼材	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H形鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	<table border="1"> <caption>表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</caption> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th>対応JIS規格（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">I セメント</td> <td>ボルトランドセメント</td> <td>JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント</td> <td>JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td>シリカセメント</td> <td>JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント</td> <td>JIS R 5213</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 鋼材</td> <td>溶接構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td>溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材</td> <td>JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>2 軽量形鋼</td> <td>一般構造用軽量形鋼</td> <td>JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 鋼管</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td>一般構造用角形鋼管</td> <td>JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>5 ワイヤロープ</td> <td>ワイヤロープ</td> <td>JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td>P C鋼線及びP C鋼より線</td> <td>JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td>P C鋼棒</td> <td>JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td>ピアノ線材</td> <td>JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td>硬鋼線材</td> <td>JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>鋼管ぐい</td> <td>JIS A 5525</td> </tr> <tr> <td>H形鋼ぐい</td> <td>JIS A 5526</td> </tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td> <td>JIS A 5528</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>JIS A 5530</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9 鋼製支保工</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> </tbody> </table>						区分/細別	品目	対応JIS規格（参考）	I セメント	ボルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	II 鋼材	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H形鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
区分/細別	品目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																							
I セメント	ボルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																							
	高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																							
	シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																							
	フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
II 鋼材	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																							
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																							
	溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																							
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																							
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																							
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																							
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																							
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																							
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																							
6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																							
	P C鋼棒	JIS G 3109																																																																																																																																																							
	ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																							
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																							
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																							
	溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																							
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																							
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																																																																																																							
	H形鋼ぐい	JIS A 5526																																																																																																																																																							
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																																																																																																							
	鋼管矢板	JIS A 5530																																																																																																																																																							
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
区分/細別	品目	対応JIS規格（参考）																																																																																																																																																							
I セメント	ボルトランドセメント	JIS R 5210																																																																																																																																																							
	高炉セメント	JIS R 5211																																																																																																																																																							
	シリカセメント	JIS R 5212																																																																																																																																																							
	フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
II 鋼材	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																																																																																																							
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																																																																																																							
	溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																																																																																																							
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																																																																																																							
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																																																																																																							
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																																																																																																							
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																																																																																																							
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																							
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																																																																																																							
6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536																																																																																																																																																							
	P C鋼棒	JIS G 3109																																																																																																																																																							
	ピアノ線材	JIS G 3502																																																																																																																																																							
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																																																																																							
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																																																																																																							
	溶接金網	JIS G 3551																																																																																																																																																							
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																																																																																																							
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																																																																																																							
	H形鋼ぐい	JIS A 5526																																																																																																																																																							
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																																																																																																							
	鋼管矢板	JIS A 5530																																																																																																																																																							
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																																																																																							

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																			
2	2	6	2	2		2	2	6	2	2		2	2	6	2	2																																			
					なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。																																														
2	2	8	3	0		2	2	8	3	0		2	2	8	3	0																																			
					再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。																																														
2	2	10	1	1	1. 一般事項	2	2	10	1	1	1. 一般事項	2	2	10	1	1																																			
					注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。																																														
2	2	12	1	0	(4)	2	2	12	1	0	(4)	2	2	12	1	0																																			
					また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。																																														
3	1	1	3	0		3	1	1	3	0		3	1	1	3	0																																			
					受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先および工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。																																														
3	1	1	4	7		3	1	1	4	7		3	1	1	4	7																																			
					<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドコンパクションバイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>矢板工 （任意仮設を除く）</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時 打込完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時	薬液注入	施工時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時														
種 別	細 別	確 認 時 期																																																	
指定仮設工		設置完了時																																																	
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																	
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																	
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																	
	置換	掘削完了時																																																	
	サンドマット	処理完了時																																																	
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時																																																	
	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時																																																	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時																																																	
	薬液注入	施工時																																																	
	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時																																																
					<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドコンパクションバイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>矢板工 （任意仮設を除く）</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時 打込完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時	薬液注入	施工時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時														
種 別	細 別	確 認 時 期																																																	
指定仮設工		設置完了時																																																	
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																	
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																	
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																	
	置換	掘削完了時																																																	
	サンドマット	処理完了時																																																	
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時																																																	
	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時																																																	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時																																																	
	薬液注入	施工時																																																	
	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時																																																
3	2	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0																																			
3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成26年11月）	3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）	3	2	2	0	0																																			
3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	3	2	2	0	0																																			
3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0																																			
						3	2	2	0	0	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）																																								

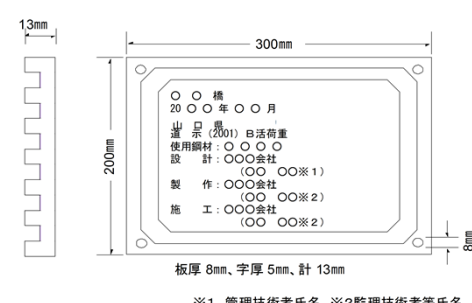
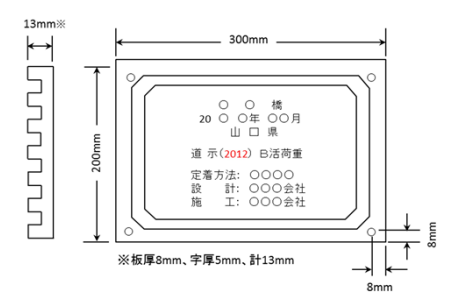
土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	
3	2	2	0	0		3	2	2	0	0		3	2	2	0	0		3	2	2	0	0	
					土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成24年11月）																		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月）
3	2	3	2	6	(1)	ただし、x、yはJIS Z 8701（色の表示方法—XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系）の色度座標である。	3	2	3	2	6	(1)	ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色—第三部：CIE三刺激値）の色度座標である。										
3	2	3	2	6	3)	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	3)	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。										
3	2	3	5	1	1. 一般事項	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	3	2	3	5	1	1. 一般事項	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。										
3	2	3	6	3	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。										
3	2	3	8	6	6. ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。	3	2	3	8	6	6. ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。										
3	2	3	13	4	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	2	3	13	4	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。										
3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は 「コンクリート標準仕様書・（基準編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																																															
3	2	3	14	2		3	2	3	14	2		3	2	3	14	2																																																																															
<p style="text-align: center;">表 2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴～1×10⁵</td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>—</td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>						品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上	<p style="text-align: center;">表 2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴～10×10⁴</td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm³</td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>						品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																										
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—																																																																																										
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵	夏用 30±2℃																																																																																											
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																																																																											
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																												
硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																										
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																												
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																												
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																												
	接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																																																																												
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																										
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—																																																																																										
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	夏用 30±2℃																																																																																											
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																																																																											
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																												
硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																										
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																												
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																												
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																												
	接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																																																																												
3	2	3	23	3	②	3	2	3	23	3	②	3	2	3	23	3																																																																															
<p>② ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。</p>						<p>② ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。</p>																																																																																									
3	2	3	23	3	(6)	3	2	3	23	3	(6)	3	2	3	23	3																																																																															
<p>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。</p>						<p>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3か月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1か月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3か月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。</p>																																																																																									
3	2	3	23	7	(3)	3	2	3	23	7	(3)	3	2	3	23	7																																																																															
<p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p>						<p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p>																																																																																									

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）					新（平成29年10月）					
編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	
3	2	3	25	1		3	2	3	25	1
					<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div>			<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div>		
					<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div>			<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div>		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																															
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																																																					
3	2	3	31	9		3	2	3	31	9		3	2	3	31	9																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温（℃）</th> <th>湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジシクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジシクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジシクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <p>(1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。</p>						塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジシクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジシクリッチペイント	5以下	85以上	有機ジシクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	<p>表2-10 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温（℃）</th> <th>湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジシクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジシクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジシクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれがあるとき (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。</p>						塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジシクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジシクリッチペイント	5以下	85以上	有機ジシクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）																																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																			
無機ジシクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																			
無機ジシクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																			
有機ジシクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上																																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																			
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																			
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																																			
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																			
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																			
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）																																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																			
無機ジシクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																			
無機ジシクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																			
有機ジシクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																			
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																			
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																																			
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																			
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																			
3	2	3	31	16	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3	2	3	31	16	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。																																																																																										
3	2	3	31	16	① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上とするものとする。	3	2	3	31	16	① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。																																																																																										
3	2	3	31	16	② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上とするものとする。	3	2	3	31	16	② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。																																																																																										
3	2	3	31	16	③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	3	2	3	31	16	③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。																																																																																										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																															
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																																															
3	2	3	31	16	④	④	3	2	3	31	16	④	3	2	3	31	16	④	3	2	3	31	16																																																																														
<p>④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。</p>						<p>④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。</p>																																																																																															
3	2	3	31	16	(7)	(7)	3	2	3	31	16	(7)	3	2	3	31	16	(7)	3	2	3	31	16																																																																														
<p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督職員に受けなければならない。</p>						<p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>																																																																																															
3	2	3	32	1	1. 一般事項	1. 一般事項	3	2	3	32	1	1. 一般事項	3	2	3	32	1	1. 一般事項	3	2	3	32	1																																																																														
<p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。</p>						<p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。</p>																																																																																															
3	2	3	32	3			3	2	3	32	3		3	2	3	32	3		3	2	3	32	3																																																																														
<p>表 2-11 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>—</td> <td>引張強さ 290N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td>線材摩耗試験</td> <td>回転数 20,000回転</td> <td>鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>面的摩擦試験または 線的摩擦試験</td> <td>—</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験</td> <td>[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転</td> <td>摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table>						項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	線材摩耗試験	回転数 20,000回転	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)	<p>表 2-11 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>—</td> <td>引張強さ 290N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td>線材摩耗試験</td> <td>回転数 20,000回転</td> <td>鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>面的摩擦試験または 線的摩擦試験</td> <td>—</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験</td> <td>[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転</td> <td>摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table>						項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	線材摩耗試験	回転数 20,000回転	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)
項目	要求性能	確認方法																																																																																																			
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																
	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																																																																
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	線材摩耗試験	回転数 20,000回転	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上																																																																																																
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)																																																																																																
項目	要求性能	確認方法																																																																																																			
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																
	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																																																																
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	線材摩耗試験	回転数 20,000回転	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上																																																																																																
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)																																																																																																

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
3	2	4	4	3	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	4	3	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。																																		
3	2	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。																																		
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。																																		
3	2	4	4	15	15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	4	15	15. 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
3	2	4	4	21	(5)	受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分すべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。	3	2	4	4	21	(5)	受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分すべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。																																		
3	2	4	5	1	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	5	1	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。																																		
3	2	4	5	9	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	9	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。																																		
3	2	4	5	12	12. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。	3	2	4	5	12	12. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
3	2	4	5	13	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトランス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトランス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。
3	2	4	5	14	14. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	3	2	4	5	14	14. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。
3	2	4	5	17	17. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止	受注者は、リバーシ工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	3	2	4	5	17	17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバーシ工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせなければならない。
3	2	4	6	7	7. 鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	7. 鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	5	3	5	5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	3	2	5	3	5	5. コンクリートブロック工の練積または練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																										
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																
3	2	6	3	9		3	2	6	3	9		3	2	6	3	9																																
					<p style="text-align: center;">表2-18 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下 安定性損失率20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]							<p style="text-align: center;">表2-18 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]
種別	試験項目	試験方法	規格値																																													
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																													
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下																																													
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																													
種別	試験項目	試験方法	規格値																																													
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																													
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																													
3	2	6	18	12	12.クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	12.クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。																																					
3	2	6	19	11	11.目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	19	11	11.目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																																					
3	2	6	19	12	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6	19	12	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。																																					
3	2	6	19	14	14.目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	3	2	6	19	14	14.目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。																																					
3	2	7	3	3	3.締め管理 受注者は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。	3	2	7	3	3	3.締め管理 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。																																					
3	2	10	5	24	24.止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	3	2	10	5	24	24.止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。																																					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。																						
3	2	12	2	6	6.CO ₂ ガスシールドアーク溶接に用いるCO ₂ ガス	C02ガスシールドアーク溶接に用いるC02ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するものとする。	3	2	12	2	6	6.CO ₂ ガスシールドアーク溶接に用いるCO ₂ ガス	C02ガスシールドアーク溶接に用いるC02ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された3種を使用するものとする。																						
3	2	12	3	1	①受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	①受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合は、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。																								
3	2	12	3	1	③受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	③原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。																								
3	2	12	3	1	④受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3	2	12	3	1	④受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。																								
3	2	12	3	1	(6)板厚方向の材片の偏心：t≤50 薄い方の板厚の10%以下	3	2	12	3	1	(6)板厚方向の材片の偏心：t≤50mm 薄い方の板厚の10%以下																								
3	2	12	3	1	(6)50<t5mm以下	3	2	12	3	1	(6)50mm<t 5mm以下																								
3	2	12	3	1	(6)裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	3	2	12	3	1	(6)裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm以下																								
3	2	12	3	1	(8)受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	(8)受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）					新（平成29年10月）																																							
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																			
編章節条項					編章節条項																																							
編章節条項					編章節条項																																							
編章節条項					編章節条項																																							
										<p style="text-align: center;">表 2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25 を超え 50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50 を超え 100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	鋼材の板厚(mm)						25 以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25 を超え 50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50 を超え 100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下				
鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																							
鋼材の板厚(mm)																																												
25 以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																							
25 を超え 50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																							
50 を超え 100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																							
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p style="text-align: center;">表 2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th> <th rowspan="2">撮 影 枚 数</th> <th colspan="2">超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> <tr> <th>放射線透過試験</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1 枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚 (引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。</p>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数		放射線透過試験	検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚 (端部を含む)	1	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1 枚	1	曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚	圧縮フランジ	5	1 枚	腹 板	応力に直角な方向の継手	1	1 枚 (引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1 枚 (端部を含む)	鋼 床 版	1	1 枚 (端部を含む)	1
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数																																									
			放射線透過試験	検査長さ																																								
引 張 部 材	1	1 枚 (端部を含む)	1	継手全長を原則とする																																								
圧 縮 部 材	5	1 枚	1																																									
曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚																																									
	圧縮フランジ	5	1 枚																																									
腹 板	応力に直角な方向の継手	1	1 枚 (引張側)																																									
	応力に平行な方向の継手	1	1 枚 (端部を含む)																																									
鋼 床 版	1	1 枚 (端部を含む)	1																																									
3	2	12	3		1	3	2	12	3	1	<p>⑤受注者は、主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p>																																	
3	2	12	3		1	3	2	12	3	1	<p>⑥外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p>																																	
3	2	12	3		1	3	2	12	3	1	<p>⑥内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p>																																	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																											
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																	
3	2	12	3	1	(12)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表2-54 欠陥の補修方法</th> </tr> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	表2-54 欠陥の補修方法		欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	3	2	12	3	1	(12)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表2-55 欠陥の補修方法</th> </tr> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	表2-55 欠陥の補修方法		欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。
表2-54 欠陥の補修方法																																																	
欠陥の種類	補修方法																																																
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																
表2-55 欠陥の補修方法																																																	
欠陥の種類	補修方法																																																
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																
3	2	12	3	1	(14)	ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。	3	2	12	3	1	(14)	ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。																																				
3	2	12	3	2	①	受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	3	2	12	3	2																																						
3	2	12	4	1	(2)	受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。	3	2	12	4	1	(2)	受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。																																				
3	2	12	11	12	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。	3	2	12	11	12	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。																																				
3	2	14	2	8	8. 芝串	受注者は張芝の脱落を防止するため、1m2当たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	8. 芝串	受注者は張芝の脱落を防止するため、1m2あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。																																				
3	2	17	2	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。																																				
3	2	17	3	16	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。																																				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																																																																															
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																							
編章節条項						編章節条項																																																																																																																																															
編章節条項						編章節条項																																																																																																																																															
3	2	18	2	1	(4)	3	2	18	2	1	(4)	受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。																																																																																																																																								
3	2	18	2	1	(12)	3	2	18	2	1	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																																																																																																																																								
6	1	7	2	1		6	1	7	2	1		<p style="text-align: center;">表 1-1 純ポリ塩化ビニール：（厚さ1mm、色：透明）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>内 容</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>比 重</td><td></td><td></td><td>1.25以下</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>硬 さ</td><td></td><td></td><td>80±5</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>引張強さ</td><td></td><td>N/mm²</td><td>11.8以上</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸 び</td><td></td><td>%</td><td>290以上</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>※老化性</td><td>質量変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td rowspan="5">耐 薬 品 性</td><td rowspan="3">7*切</td><td>引張強さ変化率</td><td>%</td><td>±15</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸び 変化率</td><td>%</td><td>±15</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>質量 変化率</td><td>%</td><td>±3</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td rowspan="2">食塩水</td><td>引張強さ変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸び 変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td></td><td>質量 変化率</td><td>%</td><td>±1</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>柔軟性</td><td></td><td>℃</td><td>-30以下</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>引裂強さ</td><td></td><td>N/m (kgf/cm)</td><td>58800以上 (60以上)</td><td>JIS K 6252</td></tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐 薬 品 性	7*切	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<p style="text-align: center;">表 1-1 純ポリ塩化ビニール：（厚さ1mm、色：透明）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>内 容</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>比 重</td><td></td><td></td><td>1.25以下</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>硬 さ</td><td></td><td></td><td>80±5</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>引張強さ</td><td></td><td>N/mm²</td><td>11.8以上</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸 び</td><td></td><td>%</td><td>290以上</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>※老化性</td><td>質量変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td rowspan="5">耐 薬 品 性</td><td rowspan="3">7*切</td><td>引張強さ変化率</td><td>%</td><td>±15</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸び 変化率</td><td>%</td><td>±15</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>質量 変化率</td><td>%</td><td>±3</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td rowspan="2">食塩水</td><td>引張強さ変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>伸び 変化率</td><td>%</td><td>±7</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td></td><td>質量 変化率</td><td>%</td><td>±1</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>柔軟性</td><td></td><td>℃</td><td>-30以下</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>引裂強さ</td><td></td><td>N/m (kgf/cm)</td><td>58800以上 (60以上)</td><td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td></tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐 薬 品 性	7*切	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																	
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																																	
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																	
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																																	
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																																	
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																	
耐 薬 品 性	7*切	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																	
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																																	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																	
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																	
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																																	
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																	
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																																	
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																																	
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																	
耐 薬 品 性	7*切	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																	
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																																	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																																	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																																																																											
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項																																																																																																																																	
6	1	7	2	1	<p>表1-2 エチレン酢酸ビニール：（厚さ1mm、色：透明）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="3">7%別</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ			93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%別	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	6	1	7	2	1	<p>表1-2 エチレン酢酸ビニール：（厚さ1mm、色：透明）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="3">7%別</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ			93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%別	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																													
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																													
硬 さ			93±5	JIS K 6773																																																																																																																																													
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																													
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																													
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																													
※ 耐 薬 品 性	7%別	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																												
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																												
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																												
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																												
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																												
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																												
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																													
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																													
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																													
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																													
硬 さ			93±5	JIS K 6773																																																																																																																																													
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																													
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																													
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																													
※ 耐 薬 品 性	7%別	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																												
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																												
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																												
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																												
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																												
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																												
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																													
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																													
6	4	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	4	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）																																																																																																																																						
6	5	2	0	5	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	5	2	0	5	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）																																																																																																																																						
6	5	2	0	5	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	6	5	2	0	5	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）																																																																																																																																						
6	5	6	1	2	2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案） （平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																																																																																																																																						
6	5	7	1	2	2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案） （平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																																																																																																																																						
6	5	8	1	2	2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案） （平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																																																																																																																																						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																																																																																																																																																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項																																																																																																																								
6	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	6	2	0	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	6	6	2	0	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	6	6	2	0	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）	6	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	9	2	0	1		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	9	2	0	1		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	6	9	2	0	1		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	7	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	7	2	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	2	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	7	2	5	11	24	24. 曳航 回航に当たっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	7	2	5	11	24	24. 曳航 回航にあたっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	7	2	5	11	27	27. 回航中の寄港又は避難	受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	7	2	5	11	27	27. 回航中の寄港または避難	受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）								8	1	2	0	0		砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	8	1	6	1	2	2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	6	1	2	2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
9	1	7	2	4	4. 通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければならない。	9	1	7	2	4	4. 通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得なければならない。									
9	1	7	3	3	3. 通気又は通水試験	受注者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければならない。	9	1	7	3	3	3. 通気または通水試験	受注者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければならない。									
							10	1	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）									
10	1	9	1	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。									
10	1	9	8	1	1. 一般事項	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	1	9	8	1	1. 一般事項	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。									
10	1	10	6	2	2. 埋戻し時の注意	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	10	1	10	6	2	2. 埋戻し時の注意	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の孔が詰まらないよう埋戻ししなければならない。									
10	2	2	0	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	10	2	2	0	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）									
10	2	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）	10	2	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）									
10	2	11	1	3	3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	11	1	3	3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3施工」（日本道路協会、平成28年3月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。									
10	2	11	3	10	10. 添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	10	2	11	3	10	10. 添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。									
10	3	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）									
10	3	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）									
10	3	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）									
10	3	8	9	4	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第3章架設工法」（日本道路協会、昭和60年2月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	10	3	8	9	4	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。									

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	
10	3	8	10	2	2. 仮締めボルト	受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。																		
10	3	8	11	2	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。											
10	4	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）											
10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成18年7月）	10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成28年8月）											
10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成18年7月）	10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成28年8月）											
10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成18年7月）	10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）											
10	6	4	1	2	2. 異常時の処置	受注者は、 施工中 、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	10	6	4	1	2	2. 異常時の処置	受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。											
10	6	4	4	3	3. ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	10	6	4	4	3	3. ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、 スパナやパイプレンチを用いて ナットで緊結しなければならない。											
10	6	5	3	3	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	10	6	5	3	3	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。 なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。											
10	6	5	3	5	5. 妻型枠の施工	受注者は、 妻型枠 の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	10	6	5	3	5	5. つま型枠 の施工	受注者は、 つま型枠 の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。											
10	7	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
10	7	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）																																		
10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）																																		
10	8	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）																																		
10	8	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）																																		
10	9	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	10	9	2	0	0		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）																																		
10	9	5	6	1	1. 施工	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	9	5	6	1	1. 施工	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。																																		
10	10	2	0	0		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成16年2月）	10	10	2	0	0		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）																																		
10	10	6	3	1	1. 防水工の接合部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	10	6	3	1	1. 防水工の接合部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。																																		
10	11	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成18年7月）	10	11	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）																																		
10	11	6	5	1	1. 防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	11	6	5	1	1. 防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。																																		
10	14	2	0	0		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（平成5年11月）	10	14	2	0	0		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）																																		
10	14	2	0	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	10	14	2	0	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）																																		
10	14	17	3	1	1. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	1	1. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。																																		
10	14	17	3	1		表14-2 素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	2	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。																																		
10	14	17	3	2	2. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	2		表14-2 素地調整程度と作業内容																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
10	14	18	3	2	2.裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	10	14	18	3	2	2.裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。																																		
10	14	22	2	1	1.一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない	10	14	22	2	1	1.一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。																																		
10	16	3	6	3	3.型鋼製作		10	16	3	6	3	3.形鋼製作																																			
10	16	3	6	3	(2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。		10	16	3	6	3	(2) 形鋼の加工は、工場で行うものとする。																																			
11	1	1	0	0	第1節 適用	本章は、管路工事における管きょ工（開削）、管きょ工（小口径推進）、管きょ工（推進）、管きょ工（シールド）、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、立坑工その他これらに類する工種について適用するものである。なお、本章に特に定めない事項については、第1編共通編及び第3編土木工事共通編の規定によるものとする。	11	1	1	0	0	第1節 適用	本章は、管路工事における管きょ工（開削）、管きょ工（小口径推進）、管きょ工（推進）、管きょ工（シールド）、管きょ更生工、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用するものである。なお、本章に特に定めない事項については、第1編共通編及び第3編土木工事共通編の規定によるものとする。																																		
11	1	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会 下水道維持管理指針 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説	11	1	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会 下水道維持管理指針 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説 日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案） 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	3	2	1	(2) 陶管	JSWAS R-2 (下水道用陶管) JSWAS R-1 (下水道用陶製卵形管)	11	1	3	2	1	(2) ボックスカルバート	JSWAS A-12 (下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート) JSWAS A-13 (下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート)																																		
11	1	3	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) JSWAS K-3 (下水道用硬質塩化ビニル卵形管) JSWAS K-4 (下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管) JSWAS K-5 (下水道用高剛性硬質塩化ビニル管) JSWAS K-13 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	11	1	3	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) JSWAS K-3 (下水道用硬質塩化ビニル卵形管) JSWAS K-13 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)																																		
11	1	3	2	1	(7) 鋼管	JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)	11	1	3	2	1	(7) 鋼管	JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)																																		
11	1	3	2	1	(8) 鋳鉄管	JSWAS G-1 (下水道用ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)	11	1	3	2	1	(8) 鋳鉄管	JSWAS G-1 (下水道用ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)																																		
11	1	3	2	2		受注者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	3	2	2		受注者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。																																		
11	1	3	3	3		受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損が懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、第三者への被害を未然に防止しなければならない。	11	1	3	3	3		受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、第三者への被害を未然に防止しなければならない。																																		
11	1	3	3	4		受注者は、掘削する区域及び延長については、交通対策を考慮して決めなければならない。	11	1	3	3	4		受注者は、掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。																																		
11	1	3	3	5		受注者は、管路掘削の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって、設計図書に示した工事目的の深さまで掘り下げなければならない。	11	1	3	3	5		受注者は、管路掘削の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって、設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
11	1	3	3	11	受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きよその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。	11	1	3	3	11	受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きよその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固めなければならない。また、管の周辺及び管頂30cmまでは特に注意して施工しなければならない。											
11	1	3	3	12	受注者は、埋戻しの施工にあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分固めなければならない。	11	1	3	3	12	受注者は、埋戻しの施工にあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。また、一層の仕上り厚は、30cm以下を基本とし埋戻さなければならない。											
11	1	3	3	13	受注者は、埋戻しの施工にあたり、埋戻し箇所に残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚は、30cm以下を基本とし埋戻さなければならない。	11	1	3	3	13	受注者は、埋戻しの施工にあたり、埋戻し箇所に残材、廃物、木くず等を撤去しなければならない。											
11	1	3	4	6	受注者は、管の布設にあたって、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。	11	1	3	4	6	受注者は、管の布設にあたり、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。											
11	1	3	4	7	(1) 管接合前、受口内面をよく清掃し、滑材を塗布し、容易に差込みうるようにしたうえ、差口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるように印を付けておかなければならない。	11	1	3	4	7	(1) 管接合前、受口内面をよく清掃し、滑材を塗布し、容易に差込めるようにしたうえ、差口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるように印を付けておかなければならない。											
11	1	3	4	7	(2) 管の接合部を、原則として曲げて施工してはならない。																	
11	1	3	4	7	(3) 使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。なお、検査済みのゴム輪の保管は暗所に保存し、屋外に野積みしてはならない。	11	1	3	4	7	(2) 使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。なお、検査済みのゴム輪の保管は暗所に保存し、屋外に野積みしてはならない。											
11	1	3	4	0	(陶管)	11	1	3	4	0	(リップ付き硬質塩化ビニル管)											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
11	1	3	4	9		11	1	3	4	9			<p>受注者は、陶管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。</p> <p>圧縮ジョイント付きの管を使用する場合、管底を正確に保つため表示ラベルを上にして並べ、圧縮ジョイントに付着した土砂等を完全に拭取り、滑剤を塗布し挿入機等にて所定の深さまで引込み完全に水密になるようにしなければならない。</p>
11						11	1	3	4	0	(ポリエチレン管)		<p>受注者は、リップ付き硬質塩化ビニル管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受口内面（受口奥部まで）及び差し口外面（ゴム輪から管端まで）接合部に付着している泥土、水分、油分は乾いた布で清掃しなければならない。</p> <p>(2) ゴム輪が正確に挿入管の端面から第2番目と第3番目のリップの間に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、ゴム輪を外し溝及びゴム輪を拭いてから正確に再装着しなければならない。また、ゴム輪は仕様により方向性等の規制があるので、装着時に確認をしなければならない。</p> <p>(3) ゴム接合に使用する滑剤は硬質塩化ビニル管用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。</p> <p>(4) ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差し口に均一に塗り、管軸に合わせて差込口を所定の位置まで挿入しなければならない。差込は原則として挿入機を使用しなくてはならない。ただし、呼び径300mm以下はてこ棒を使用してもよい。また挿入する時、たたき込みなど衝撃的な力を加えてはならない。</p>

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）											
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	
11																	
11	1	3	4	10		11	1	3	4	11							
11	1	3	4	10	(2) 既製く形きよの縦諦め施工は、道路土工—カルバート指針4-2-2の規定によらなければならない。	11	1	3	4	11	(2)	既製く形きよの縦諦め施工は、道路土工—カルバート指針7-2の規定によらなければならない。					
11	1	3	4	11		11	1	3	4	12							
11	1	3	4	12		11	1	3	4	13							

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	3	4	12	(1)	鉄筋コンクリート管、陶管及びダクトイル鑄鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。	11	1	3	4	13	(1)	鉄筋コンクリート管及びダクトイル鑄鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。																												
11							11	1	3	4	13	(3)	ポリエチレン管を切断する場合、管軸に直角に切断標線を記入し、原則として専用切断機で切断しなければならない。専用切断機がない場合はパイプカッター又は丸のこなどで切断面の食い違いが生じないように切断し、グラインダーなどでばりや食い違いを平らに仕上げなければならない。																												
11	1	3	4	13		受注者は、本管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。	11	1	3	4	14		受注者は、本管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。																												
11	1	3	4	14		受注者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。	11	1	3	4	15		受注者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。																												
11	1	3	7	0	(木矢板、軽量鋼矢板土留)		11	1	3	7	0	(木矢板、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留)																													
11	1	3	7	7		受注者は、建込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。	11	1	3	7	7		受注者は、建込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。																												
11	1	3	8	1		受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査事項、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。 2. 受注者は、確認した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。	11	1	3	8	1		受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。 2. 受注者は、確認した埋設物の位置、断面形状を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。																												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	3	8	3		受注者は、工事に関する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ 完全 に防護しなければならない。	11	1	3	8	3		受注者は、工事に関する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ 安全 に防護しなければならない。																
11	1	4	1	1		本節は、管きょ工（小口径推進）として 仮管併用推進工、オーガ掘削推進工 、小口径泥水推進工、 オーガ掘削鋼管推進工 、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	11	1	4	1	1		本節は、管きょ工（小口径推進）として 低耐荷力圧入二工程推進工、低耐荷力オーガ推進工 、小口径泥水推進工、 小口径泥土圧推進工（低耐荷力泥土圧推進工）、ボーリング推進工（鋼管さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工） 、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定めるものとする。																
11	1	4	2	1	(3) 陶管	JSWAS R-3（下水道推進工法用陶管）																							
11	1	4	2	1	(4) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-6（下水道推進工法用硬質塩化ビニル管）	11	1	4	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-6（下水道推進工法用硬質塩化ビニル管）																
11	1	4	2	1	(5) レジンコンクリート管	JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管）	11	1	4	2	1	(4) レジンコンクリート管	JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管）																
11	1	4	2	1	(6) 鋼管	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3455（高圧配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3456（高温配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JIS G 3460（低温配管用鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	11	1	4	2	1	(5) 鋼管	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3455（高圧配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3456（高温配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JIS G 3460（低温配管用鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）																
11	1	4	2	1	(7) 強化プラスチック管	FRPM K201J（下水道推進工法用強化プラスチック複合管）	11	1	4	2	1	(6) 強化プラスチック管	FRPM K201J（下水道推進工法用強化プラスチック複合管）																

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	4	2	2		受注者は、管きょ工（小口径推進）の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	4	2	2		受注者は、管きょ工（小口径推進）の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。										
11	1	4	3	2		受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を明確に把握するとともに、監督職員と土質・立坑位置・工法等について協議しなければならない。	11	1	4	3	2		受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督職員と立坑位置・工法等について協議しなければならない。										
11	1	4	3	3		受注者は、推進の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。	11	1	4	3	3		受注者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。										
11	1	4	3	14		受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。	11	1	4	3	14		受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選定しなければならない。										
11	1	4	3	0	(仮管併用推進法)		11	1	4	3	0	(低耐荷力圧入二工程推進工)											
11	1	4	3	0	(オーガ掘削推進工)		11	1	4	3	0	(低耐荷力オーガ推進工)											
							11	1	4	3	0	(泥土圧推進工)											
							11	1	4	3	26		受注者は、泥土圧推進に際し、カッタの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。										
							11	1	4	3	27		受注者は、泥土圧推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧を十分に把握して、適切な管理土圧を定めて運転しなければならない。										
							11	1	4	3	0	(ボーリング推進工)											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
													受注者は、掘削位置の土質と地下水圧を十分に把握して、土砂の取り込み過多とならないように、取り込み土量に注意しながら施工しなければならない。
11	1	4	3	26		11	1	4	3	29			受注者は、内管に塩化ビニル管等を使用する場合は、計画線に合うようにスペーサー等を取付け固定しなければならない。
11	1	4	3	27		11	1	4	3	30			受注者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。
11	1	4	3	28		11	1	4	3	31			受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、特に処分場所を指定した場合は、その指定した場所の提示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、処分場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、泥土（建設汚泥）については、極力、再生利用を図るものとする。
11	1	5	2	2		11	1	5	2	2			受注者は、管きょ工（推進）の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。
11	1	5	3	21		11	1	5	3	21			受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選定しなければならない。
11	1	5	3	31	(2)	11	1	5	3	31	(2)		裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、できる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。
11	1	6	2	2		11	1	6	2	2			受注者は、管きょ工（シールド）の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
11	1	6	3	2		受注者は、工事の開始にあたり、設計図書に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び 工程 を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。	11	1	6	3	2		受注者は、工事の開始にあたり、設計図書に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び 高低 を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。																										
11	1	6	3	9		受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者 は 、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者 で なければならない。	11	1	6	3	9		受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者 として 、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者 を選定 しなければならない。																										
11	1	6	4	2		受注者は、型枠は、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、 確実かつ能率的な構造にするものとする。	11	1	6	4	2		受注者は、型枠は、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、 確実かつ能率的な構造にしなければならない。																										
11	1	6	7	0	1-6-8 仮設備工		11	1	6	7	0	1-6-8 仮設備工（シールド）																											
							11	1	7	0	0	第7節 管きょ更生工																											
							11	1	7	1	0	1-7-1 一般事項																											
							11	1	7	1	1		本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定めるものとする。 なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。																										
							11	1	7	1	2		本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）によるものとする。																										
							11	1	7	2	0	1-7-2 材料																											
							11	1	7	2	1		受注者は、使用する材料が下水道の更生管きょに求められる要求性能を満足するものであり、公的審査証明機関等の審査証明を得たものまたはこれと同等以上の品質を有するものであることを確認しなければならない。																										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	条文
						11	1	7	3	0	(反転・形成工法で使用される材料の保管、取扱い)	
						11	1	7	3	7		受注者は、反転・形成工法で使用する更生材料等を搬送、搬入、保管する場合には、高温になったり、紫外線に当たると硬化するため、保冷・遮光措置等を講じなければならない。なお、工法の特徴を十分に考慮し更生材を管理しなければならない。
						11	1	7	3	0	(事前確認・事前処理)	
						11	1	7	3	8		受注者は、管きよ内面被覆工に先立ち、既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取付け管突出し処理、侵入水処理、侵入根処理及びモルタル除去とし、その結果をまとめ監督職員に提出しなければならない。既設管きよ調査の結果、 <u>事前処理の必要がある場合には、監督職員と協議し、管</u>
						11	1	7	3	0	(製管工法)	
						11	1	7	3	9		受注者は、既設管きよと表面部材などの隙間に充てんするモルタルなどにより、既設管きよと表面部材等が一体化した構造であることを確認しなければならない。
						11	1	7	3	10		受注者は、表面部材等の水密性、管きよ更生後の耐荷能力、耐久性の確保を目的とし、施工計画書に示す充てん材性状、充てん材注入圧力、充てん材注入量等を現場での記録により確認しなければならない。
						11	1	7	3	11		受注者は、本管口切断及び取付け管口せん孔は、充てん材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）					新（平成29年10月）					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
					11	1	7	3	12	受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い必要な対策を講じなければならない。
					11	1	7	3	0	(裏込め)
					11	1	7	3	13	受注者は、施工に先立ち、使用する充てん材の選定等について監督職員の承諾を得なければならない。
					11	1	7	3	14	受注者は、充てん材注入量については、流量計等を用いて連続的に注入量と時間を計測し、チャート紙に記録しなければならない。
					11	1	7	3	15	受注者は、注入時に両管口に設置した立ち上げ管から充てん材の流出を確認し、計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材の完全充てんを確認しなければならない。
					11	1	7	3	0	(反転・形成工法)
					11	1	7	3	16	受注者は、更生材を既設管きょ内に設置するにあたり、損傷、シフトおよびはく離等の発生を防ぐこと、ならびに管きょ更生後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す挿入速度、硬化圧力、拡径、硬化温度、硬化時間等を現場での記録により確認しなければならない。
					11	1	7	3	17	受注者は、本管口切断及び取付け管口せん孔は、更生材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）					新（平成29年10月）															
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
編章節条項					編章節条項					編章節条項										
編章節条項					編章節条項					編章節条項										
																				受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い必要な対策を講じなければならない。
					11	1	7	3	18											
					11	1	7	3	0	(仕上げ)										
					11	1	7	3	19											受注者は、本管管口仕上げ部においては、侵入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
					11	1	7	3	20											受注者は、取付け管口仕上げにおいては、取付け管口の形態と流下性能を確保し、接続部分の耐荷能力を維持するとともにせん孔仕上げの不良による漏水、侵入水を発生させていないことを確認しなければならない。
					11	1	7	3	0	(仮設備)										受注者は、更生管の形成方法、既設管きょ断面等の諸条件に適合した設備を選定しなければならない。
					11	1	7	3	21											受注者は、更生管の形成方法、既設管きょ断面等の諸条件に適合した設備を選定しなければならない。
					11	1	7	4	0	1-7-4 換気工										
					11	1	7	4	1											受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
						11	1	7	5	0	1-7-5 管 きょ更生水替工		
						11	1	7	5	1			受注者は、管きょ更生工を施工する区間で、管内の流水量が多く 施工に支障がある場合は、仮排水工又は仮止水工を計画しなければ ならない。
						11	1	7	5	2			受注者は、管きょ断面、管きょ内流水量、道路状況（交通量、道 路形状、種別、幅員）、現場周辺環境、施工目的、更生工法の特 徴などを考慮して、適切な仮排水工又は仮止水工を計画しなければ ならない。
11	1	7	0	0	第7節 マン ホール工								
11	1	7	0	0	第7節 マン ホール工	11	1	8	0	0	第8節 マン ホール工		
11	1	7	1	0	1-7-1 一 般事項								
11	1	7	1	0	1-7-1 一 般事項	11	1	8	1	0	1-8-1 一 般事項		
11	1	7	1	1									本節は、マンホール工として標準マンホール工、組立マンホール 工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について定め るものとする。
11	1	7	1	1		11	1	8	1	1			本節は、マンホール工として現場打ちマンホール工、組立マン ホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種につい て定めるものとする。
11	1	7	2	0	1-7-2 材 料								
11	1	7	2	0	1-7-2 材 料	11	1	8	2	0	1-8-2 材 料		
11	1	7	2	1	(4) 組立マン ホール	設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。	11	1	8	2	1	(4) 組立マン ホール	JSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール）
11	1	7	2	1	(5) 小型マン ホール	JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール） JSWAS K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール） JSWAS A-10（下水道用コンクリート製小型マンホール） JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）	11	1	8	2	1	(5) 小型マン ホール	JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール） JSWAS K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール） JSWAS K-17（下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール） JSWAS A-10（下水道用コンクリート製小型マンホール） JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	7	2	2		受注者は、マンホール工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	8	2	2		受注者は、マンホール工の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。																												
11	1	7	3	0	1-7-3 標準マンホール工		11	1	8	3	0	1-8-3 現場打ちマンホール工																													
11	1	7	4	0	1-7-4 組立マンホール工		11	1	8	4	0	1-8-4 組立マンホール工																													
11	1	7	4	1		受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。	11	1	8	4	1		受注者は、組立てマンホールの施工について、1-8-3現場打ちマンホール工1. 及び2. の規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。																												
11	1	7	4	2		受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。	11	1	8	4	2		受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配を、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。																												
11	1	7	4	7		管の取付けの施工については、1-7-3標準マンホール工7. の規定によるものとする。	11	1	8	4	7		管の取付けの施工については、1-8-3現場打ちマンホール工3. の規定によるものとする。																												
11	1	7	4	8		インバートの施工については、1-7-3標準マンホール工5. の規定によるものとする。	11	1	8	4	8		インバートの施工については、1-8-3現場打ちマンホール工5. の規定によるものとする。																												
11	1	7	4	9		副管の施工については、1-7-3標準マンホール工（副管）の規定によるものとする。	11	1	8	4	9		副管の施工については、1-8-3現場打ちマンホール工（副管）の規定によるものとする。																												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																								
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	
11	1	7	5	0	1-7-5 小型マンホール工		11	1	8	5	0	1-8-5 小型マンホール工																		
11	1	7	5	1		受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。	11	1	8	5	1		受注者は、小型マンホールの施工について、1-8-3現場打ちマンホール工1. 及び2. の規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。																	
11	1	7	5	2		受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。																								
11	1	7	5	3		受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたり、以下の規定によらなければならない。	11	1	8	5	2		受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたり、以下の規定によらなければならない。																	
11	1	7	5	3	(4)	鉄蓋及び台座の据付けにあたり、鉄蓋と立上り部の中心線を合わせ、沈下が生じないように台座及び周辺を入念に締固めなければならない。																								
11	1	7	5	4		受注者は、小型レジンマンホール及び小型コンクリートマンホールの据付けにあたっては、1-7-4組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。	11	1	8	5	3		受注者は、小型レジンマンホール及び小型コンクリートマンホールの据付けにあたっては、1-8-4組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。																	
11	1	8	1	0	1-8-1 一般事項		11	1	9	1	0	1-9-1 一般事項																		
11	1	8	2	0	1-8-2 材料		11	1	9	2	0	1-9-2 材料																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	
11	1	8	2	1	[鋼材]	(1) 鋼管 JIS G 3443 (水道用塗覆装鋼管) JIS G 3451 (水道用塗覆装異形管) (2) 鑄鉄管 使用条件によって管種 (管厚) を決定するものとする。 ISWAS C-1 (下水道用ダクタイル鑄鉄管)																	
11	1	8	2	1	[セメントコンクリート製品]	JIS A 5335 (プレテンション方式遠心力コンクリート杭) JIS A 5336 (ポストテンション方式遠心力コンクリート杭)	11	1	9	2	1	[セメントコンクリート製品]	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)										
11	1	8	2	1	[止水板]	JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)																	
11	1	8	2	2		受注者は、施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	9	2	2		受注者は、施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。										
11	1	8	3	0	1-8-3 管路土工		11	1	9	3	0	1-9-3 管路土工											
11	1	8	4	0	1-8-4 躯体工		11	1	9	4	0	1-9-4 躯体工											
11	1	8	4	2		受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。	11	1	9	4	2		受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配を、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。										
11	1	8	4	6	足場	足場の施工については、2-8-9 躯体工7. 足場の規定によるものとする。	11	1	9	4	6	鉄筋	鉄筋の施工については、2-8-9 躯体工6. 鉄筋の規定によるものとする。										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	8	4	7	鉄筋	鉄筋の施工については、2-8-9 躯体工6. 鉄筋の規定によるものとする。	11	1	9	4	7	足場	足場の施工については、2-8-9 躯体工7. 足場の規定によるものとする。										
11	1	8	4	9	足掛金物	足掛金物の施工については、1-7-3 標準マンホール工6. の規定によるものとする。	11	1	9	4	9	足掛金物	足掛金物の施工については、1-8-3 現場打ちマンホール工6. の規定によるものとする。										
11	1	8	4	10	副管	副管の施工については、1-7-3 標準マンホール工8. の規定によるものとする。	11	1	9	4	10	副管	副管の施工については、1-8-3 現場打ちマンホール工8. の規定によるものとする。										
11	1	8	4	11	マンホール上部ブロック	マンホールブロックの施工については、1-7-3 標準マンホール工7. の規定及び1-7-4 組立マンホール工3. 4. 及び5. の規定によるものとする。	11	1	9	4	11	マンホール上部ブロック	マンホールブロックの施工については、1-8-3 現場打ちマンホール工7. の規定及び1-8-4 組立マンホール工3. 4. 及び5. の規定によるものとする。										
11	1	8	5	0	1-8-5 土留工		11	1	9	5	0	1-9-5 土留工											
11	1	8	5	1		土留工の施工については、1-3-7 管路土留工及び1-12-4 土留工、1-12-5 ライナープレート式土留工及び土工、1-12-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工、1-12-7 地中連続壁工（コンクリート壁）、1-12-8 地中連続壁工（ソイル壁）の規定によるものとする。	11	1	9	5	1		土留工の施工については、1-3-7 管路土留工及び1-13-4 土留工、1-13-5 ライナープレート式土留工及び土工、1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工、1-13-7 地中連続壁工（壁式）、1-13-8 地中連続壁工（柱列式）の規定によるものとする。										
11	1	8	6	0	1-8-6 路面覆工		11	1	9	6	0	1-9-6 路面覆工											
11	1	8	7	0	1-8-7 開削水替工		11	1	9	7	0	1-9-7 開削水替工											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
11	1	8	8	0	1-8-8 地下水低下工		11	1	9	8	0	1-9-8 地下水低下工	
11	1	8	9	0	1-8-9 補助地盤改良工		11	1	9	9	0	1-9-9 補助地盤改良工	
11	1	9	0	0	第9節 取付管およびます工		11	1	10	0	0	第10節 取付管およびます工	
11	1	9	1	0	1-9-1 一般事項		11	1	10	1	0	1-10-1 一般事項	
11	1	9	2	0	1-9-2 材料		11	1	10	2	0	1-10-2 材料	
11	1	9	2	2		受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	10	2	2		受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。
11	1	9	3	0	1-9-3 管路土工		11	1	10	3	0	1-10-3 管路土工	
11	1	9	4	0	1-9-4 ます設置工		11	1	10	4	0	1-10-4 ます設置工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																				
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項			
11	1	9	5	0	1-9-5 取付管布設工		11	1	10	5	0	1-10-5 取付管布設工														
11	1	9	6	0	1-9-6 管路土留工		11	1	10	6	0	1-10-6 管路土留工														
11	1	9	7	0	1-9-7 開削水替工		11	1	10	7	0	1-10-7 開削水替工														
11	1	10	0	0	第10節 地盤改良工		11	1	11	0	0	第11節 地盤改良工														
11	1	10	1	0	1-10-1 一般事項		11	1	11	1	0	1-11-1 一般事項														
11	1	10	2	0	1-10-2 材料		11	1	11	2	0	1-11-2 材料														
11	1	10	2	1		受注者は、地盤改良工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	10	2	2		受注者は、地盤改良工の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。													
11	1	10	3	0	1-10-3 固結工		11	1	11	3	0	1-11-3 固結工														

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	条文	
11	1	11	0	0	第11節 付帯工		11	1	12	0	0	第12節 付帯工							
11	1	11	1	0	1-11-1 一般事項		11	1	12	1	0	1-12-1 一般事項							
11	1	11	2	0	1-11-2 材料		11	1	12	2	0	1-12-2 材料							
11	1	11	2	1		受注者は、付帯工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	12	2	1		受注者は、付帯工の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。						
11	1	11	3	0	1-11-3 舗装撤去工		11	1	12	3	0	1-12-3 舗装撤去工							
11	1	11	4	0	1-11-4 管路土工		11	1	12	4	0	1-12-4 管路土工							
11	1	11	5	0	1-11-5 舗装復旧工		11	1	12	5	0	1-12-5 舗装復旧工							
11	1	11	5	1	(1)	路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。	11	1	12	5	1	(1)	受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	11	5	1	(2)	各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。	11	1	12	5	1	(2)	受注者は、各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。																												
11	1	11	5	1	(3)	均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。	11	1	12	5	1	(3)	受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。																												
11	1	11	5	1	(4)	基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。	11	1	12	5	1	(4)	受注者は、基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。																												
11	1	11	6	0	1-11-6	道路 附属物撤去工	11	1	12	6	0	1-12-6	道路 附属物撤去工																												
11	1	11	7	0	1-11-7	道路 附属物復旧工	11	1	12	7	0	1-12-7	道路 附属物復旧工																												
11	1	11	8	0	1-11-8	殻運 搬処理工	11	1	12	8	0	1-12-8	殻運 搬処理工																												
11	1	12	0	0	第12節	立坑工	11	1	13	0	0	第13節	立坑工																												
11	1	12	1	0	1-12-1	一 般事項	11	1	13	1	0	1-13-1	一 般事項																												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	
11	1	12	1	1		11	1	13	1	1		11	1	13	1	1		11	1	13	1	1		
					本節は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（コンクリート壁）、地中連続壁工（ソイル壁）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工、その他これに類する工種について定めるものとする。																		本節は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工、その他これに類する工種について定めるものとする。	
11	1	12	2	0	1-12-2 材料	11	1	13	2	0	1-13-2 材料	11	1	13	2	0	1-13-2 材料	11	1	13	2	0	1-13-2 材料	
11	1	12	2	1		受注者は、立坑工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	1	13	2	1		11	1	13	2	1		11	1	13	2	1	受注者は、立坑工の施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。
11	1	12	3	0	1-12-3 管路土工	11	1	13	3	0	1-13-3 管路土工	11	1	13	3	0	1-13-3 管路土工	11	1	13	3	0	1-13-3 管路土工	
11	1	12	4	0	1-12-4 土留工	11	1	13	4	0	1-13-4 土留工	11	1	13	4	0	1-13-4 土留工	11	1	13	4	0	1-13-4 土留工	
11	1	12	4	1		受注者は、土留工の施工については、第3編2-10-5土留・仮締切工及び本編1-3-7管路土留工の規定による。	11	1	13	4	1		11	1	13	4	1		11	1	13	4	1	受注者は、土留工の施工については、第3編2-10-5土留・仮締切工及び本編1-3-7管路土留工の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。
11	1	12	5	0	1-12-5 ライナープレート式土留工及び土工	11	1	13	5	0	1-13-5 ライナープレート式土留工及び土工	11	1	13	5	0	1-13-5 ライナープレート式土留工及び土工	11	1	13	5	0	1-13-5 ライナープレート式土留工及び土工	
11	1	12	6	0	1-12-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工	11	1	13	6	0	1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工	11	1	13	6	0	1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工	11	1	13	6	0	1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	1	12	7	0	1-12-7 地中連続壁工（コンクリート壁）		11	1	13	7	0	1-13-7 地中連続壁工（壁式）																	
11	1	12	7	1		受注者は、地中連続壁工（コンクリート壁）の施工については、第3編2-10-8 地中連続壁工（壁式）の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。	11	1	13	7	1		受注者は、地中連続壁工（壁式）の施工については、第3編2-10-9 地中連続壁工（壁式）の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。																
11	1	12	8	0	1-12-8 地中連続壁工（ソイル壁）		11	1	13	8	0	1-13-8 地中連続壁工（柱列式）																	
11	1	12	8	1		受注者は地中連続壁工（ソイル壁）の施工については、第3編2-10-9 地中連続壁工（柱列式）の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。	11	1	13	8	1		受注者は地中連続壁工（柱列式）の施工については、第3編2-10-10 地中連続壁工（柱列式）の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。																
11	1	12	9	0	1-12-9 路面覆工		11	1	13	9	0	1-13-9 路面覆工																	
11	1	12	10	0	1-12-10 立坑設備工		11	1	13	10	0	1-13-10 立坑設備工																	
11	1	12	11	0	1-12-11 埋設物防護工		11	1	13	11	0	1-13-11 埋設物防護工																	
11	1	12	12	0	1-12-12 立坑水替工		11	1	13	12	0	1-13-12 立坑水替工																	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	条文	
11	1	12	12	1		11	1	13	12	1		立坑水替工の施工については、第3編2-10-7水替工の規定によるものとする。	
11	1	12	13	0	1-12-13 地下水位低下工	11	1	13	13	0	1-13-13 地下水位低下工		
11	1	12	14	0	1-12-14 補助地盤改良工	11	1	13	14	0	1-13-14 補助地盤改良工		
11	2	1	0	0	第1節 適用	11	2	1	0	0	第1節 適用	本章は、処理場・ポンプ場工事における敷地造成土工、法面工、地盤改良工、本体作業土工、本体仮設工、本体築造工、場内管路工、吐口工、場内・進入道路工、擁壁工、場内植栽工、修景池・水路工、場内付帯工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に適用するものである。 なお、本章に特に定めない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。	
11	2	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準	11	2	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会 下水道維持管理指針 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説 (社)公共建築協会 建築工事共通仕様書	
11	2	3	1	0		11	2	3	1	0		敷地造成工の一般事項としては、第1編2-4-1一般事項4.~14.の規定によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項
11	2	4	2	1		法枠工の施工については、第3編2-3-5法枠工の規定によるものとする。	11	2	4	2	1		11	2	4	2	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定によるものとする。
11	2	4	3	1		植生工の施工については、第3編2-3-7植生工の規定によるものとする。	11	2	4	3	1		11	2	4	3	1		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。
11	2	6	1	2		本体作業土工の一般事項としては、第1編2-4-1一般事項3.～13.の規定によるものとする。	11	2	6	1	2		11	2	6	1	2		本体作業土工の一般事項としては、第1編2-4-1一般事項4.～14.の規定によるものとする。
11	2	6	3	3		受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	11	2	6	3	3		11	2	6	3	3		受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。
11	2	7	1	1		本節は、仮設工として土留・仮締切工、地中連続壁工（コンクリート壁）、地中連続壁工（ソイル壁）、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、仮橋・作業台工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	11	2	7	1	1		11	2	7	1	1		本節は、仮設工として土留・仮締切工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、仮橋・作業構台工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
11	2	7	2	1		土留・仮締切工の施工については、第3編2-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。	11	2	7	2	1		11	2	7	2	1		土留・仮締切工の施工については、第3編2-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。
													11	2	7	2	2		受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜き施工にあたり、1-3-7管路土留工（鋼矢板、H鋼杭土留）の規定によるものとする。
11	2	7	2	2		受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。	11	2	7	2	3		11	2	7	2	3		受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項					
11	2	7	3	0	2-7-3 地中連続壁工（コンクリート壁）		11	2	7	3	0	2-7-3 地中連続壁工（壁式）																
11	2	7	3	1		受注者は、地中連続壁工（コンクリート壁）の施工については、第3編2-10-8 地中連続壁（壁式）の規定によるものとする。	11	2	7	3	1		受注者は、地中連続壁工（壁式）の施工については、1-13-7 地中連続壁工（壁式）の規定によるものとする。															
11	2	7	4	0	2-7-4 地中連続壁工（ソイル壁）		11	2	7	4	0	2-7-4 地中連続壁工（柱列式）																
11	2	7	4	1		受注者は地中連続壁工（ソイル壁）の施工については、第3編2-10-9 地中連続壁（柱列式）の規定によるものとする。	11	2	7	4	1		受注者は地中連続壁工（柱列式）の施工については、1-13-8 地中連続壁工（柱列式）の規定によるものとする。															
11	2	7	8	0	2-7-8 仮橋・仮栈橋工		11	2	7	8	0	2-7-8 仮橋・作業構台工																
11	2	7	8	1		仮橋・仮栈橋工の施工については、第3編2-10-3 仮橋・仮栈橋工の規定によるものとする。	11	2	7	8	1		仮橋・作業構台工の施工については、第3編2-10-3 仮橋・仮栈橋工の規定によるものとする。															
11	2	8	2	1	[鋼材]	(1) 鋼管 JIS G 3443（水道用塗覆装鋼管） JIS G 3451（水道用塗覆装異形管） (2) 铸铁管 使用条件によって管種（管厚）を決定するものとする。 JSWAS G-1（下水道用ダクタイル铸铁管） JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクタイル铸铁管） JIS G 5526（ダクタイル铸铁管） JIS G 5527（ダクタイル铸铁異形管）	11	2	8	2	1	[鋼材]	(1) 鋼管 JIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管） JIS G 3443-2（水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管） (2) 铸铁管 使用条件によって管種（管厚）を決定するものとする。 JSWAS G-1（下水道用ダクタイル铸铁管） JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクタイル铸铁管） JIS G 5526（ダクタイル铸铁管） JIS G 5527（ダクタイル铸铁異形管）															

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	8	2	1	[ステンレス材及びアルミ材]	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板） JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）	11	2	8	2	1	[ステンレス材及びアルミ材]	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）																												
11	2	8	2	1	[セメントコンクリート製品]	JIS A 5335（プレテンション方式遠心力コンクリート杭） JIS A 5336（ポストテンション方式遠心力コンクリート杭）	11	2	8	2	1	[セメントコンクリート製品]	JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）																												
11	2	8	2	2		受注者は、施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。	11	2	8	2	2		受注者は、施工に使用する材料について、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。																												
11	2	8	3	3		攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	11	2	8	3	3		固結工の施工については、2-5-5固結工の規定によるものとする。																												
11	2	8	3	4		受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告しなければならない。																																			
11	2	8	3	5		受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。受注者は、これらへ影響が発生した場合は、ただちに監督職員へ報告し、その対応方法等について監督職員と協議しなければならない。																																			
11	2	8	3	6		受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。																																			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）					新（平成29年10月）						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
編章節条項					編章節条項						
11	2	8	3	7							
					受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は1 m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。						
11	2	8	3	8							
					受注者は、「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（山口県土木建築部）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。						
11	2	8	4	8							
					ラップルコンクリートの打設については、2-8-9 躯体工 4. 均しコンクリート及びコンクリートの規定によるものとする。					ラップルコンクリートの打設については、2-8-9 躯体工の規定によるものとする。	
11	2	8	5	1							
					1. 既製杭工の施工については、第3編2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。					1. 既製杭工の施工については、第3編2-4-4 既製杭工の規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。	
11	2	8	5	2							
					受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。					受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	
11	2	8	9	1	杭頭処理						
					杭頭処理の施工については、2-8-5 既製杭工の規定によるものとする。					躯体工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。	
11	2	8	9	2	殻運搬処理						
					(1) 受注者は、殻の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。 (2) 受注者は、殻の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。					(1) 受注者は、杭頭処理は設計図書に従い、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 (2) 受注者は、杭頭部に鉄筋を溶接する処理法の場合は、第3編2-4-4 既成杭工21. (2)の鋼管杭及びH鋼杭の溶接の資格及び経験と同等の資格及び経験を有する者に行わせなければならない。 (3) 鉄筋の加工等については、第3編2-4-4 既成杭工によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	8	9	3	基礎材	<p>(1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合、又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	11	2	8	9	3	殻運搬処理	<p>(1) 受注者は、殻の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、殻の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>										
11	2	8	9	4	躯体工	<p>躯体工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>	11	2	8	9	4	基礎材	<p>(1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合、又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督職員と協議しなければならない。</p>										
11	2	8	17	1	(3)	<p>仕上げ作業後、コンクリートが固まるまでの間に発生したひび割れは、タンピングまたは再仕上げによってこれを取除かなければならない。</p>	11	2	8	17	1	(3)	<p>仕上げ作業後、コンクリートが固まるまでの間に発生したひび割れは、タンピングまたは再仕上げによってこれを取除かなければならない。</p>										
11	2	8	18	1		<p>受注者は、以下の規定によりがたい場合は、公共建築工事標準仕様書第9章防水工事によらなければならない。</p>	11	2	8	18	1		<p>受注者は、以下の規定によりがたい場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）9章防水工事によらなければならない。</p>										
11	2	8	19	1		<p>受注者は、以下の規定により難い場合は、公共建築工事標準仕様書第18章塗装工事によらなければならない。</p>	11	2	8	19	1		<p>受注者は、以下の規定により難い場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）18章塗装工事によらなければならない。</p>										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	8	21	5		11	2	8	21	5		11	2	8	21	5		11	2	8	21	5	
					仮壁取壊し時に発生するコンクリート殻の処分については、2-8-9 躯体工 2. 殻運搬処理の規定によるものとする。																		
11	2	9	2	1		11	2	9	2	1		11	2	9	2	1		11	2	9	2	1	
					受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （管材料） 管の材料は、1-3-2 材料の規定によるものとする。 （マンホール） マンホールの材料は、1-7-2 材料の規定によるものとする。 （取付管およびます） 取付管およびますの材料は、1-9-2 材料の規定によるものとする。																		
					受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （管材料） 管の材料は、1-3-2 材料の規定によるものとする。 （マンホール） マンホールの材料は、1-7-2 材料の規定によるものとする。 （取付管およびます） 取付管およびますの材料は、1-9-2 材料の規定によるものとする。																		
11	2	9	12	1		11	2	9	12	1		11	2	9	12	1		11	2	9	12	1	
					側溝設置工の施工については、第6編 1-9-9 側溝工の規定によるものとする。																		
11	2	9	13	0	2-9-13 標準マンホール工	11	2	9	13	0	2-9-13 現場打ちマンホール工	11	2	9	13	0	2-9-13 現場打ちマンホール工	11	2	9	13	0	2-9-13 現場打ちマンホール工
					標準マンホール工						現場打ちマンホール工												
11	2	9	13	1		11	2	9	13	1		11	2	9	13	1		11	2	9	13	1	
					標準マンホール工の施工については、1-7-3 標準マンホール工の規定によるものとする。																		
					標準マンホール工の施工については、1-7-3 標準マンホール工の規定によるものとする。																		
11	2	9	14	1		11	2	9	14	1		11	2	9	14	1		11	2	9	14	1	
					組立マンホール工の施工については、1-7-4 組立マンホール工の規定によるものとする。																		
					組立マンホール工の施工については、1-7-4 組立マンホール工の規定によるものとする。																		
11	2	9	15	1		11	2	9	15	1		11	2	9	15	1		11	2	9	15	1	
					小型マンホール工の施工については、1-7-5 小型マンホール工の規定によるものとする。																		
					小型マンホール工の施工については、1-7-5 小型マンホール工の規定によるものとする。																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	9	16	1		取付管布設工の施工については、1-9-5取付管布設工の規定によるものとする。	11	2	9	16	1		取付管布設工の施工については、1-10-5取付管布設工の規定によるものとする。										
11	2	9	17	1		ます設置工の施工については、1-9-4ます設置工の規定によるものとする。	11	2	9	17	1		ます設置工の施工については、1-10-4ます設置工の規定によるものとする。										
11	2	9	18	1		舗装撤去工の施工については、1-11-3舗装撤去工の規定によるものとする。	11	2	9	18	1		舗装撤去工の施工については、1-12-3舗装撤去工の規定によるものとする。										
11	2	9	19	1		舗装復旧工の施工については、1-11-5舗装復旧工の規定によるものとする。	11	2	9	19	1		舗装復旧工の施工については、1-12-5舗装復旧工の規定によるものとする。										
11	2	10	1	1	一般事項	本節は、吐口工として作業土工、補助地盤改良工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、直接基礎工（改良・置換）、既製杭工、場所打杭工、躯体工、伸縮継手工、角落工、手摺工、コンクリートブロック工、護岸付属物工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、羽口工、根固ブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	11	2	10	1	1		本節は、吐口工として作業土工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、直接基礎工（改良・置換）、既製杭工、場所打杭工、躯体工、伸縮継手工、角落工、手摺工、コンクリートブロック工、護岸付属物工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、羽口工、根固ブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。										
11	2	10	16	1		護岸付属物工の施工については、第6編1-5-4護岸付属物工の規定によるものとする。	11	2	10	16	1		護岸付属物工の施工については、第6編1-7-4護岸付属物工の規定によるものとする。										
11	2	10	17	1		環境護岸ブロック工の施工については、2-10-15コンクリートブロック工の規定によるものとする。	11	2	10	17	1		環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-1一般事項及び第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。										
11	2	10	19	1		法枠工の施工については、第3編2-3-5法枠工の規定によるものとする。	11	2	10	19	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定によるものとする。										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	10	20	1		羽口工の施工については、第6編1-5-13羽口工の規定によるものとする。	11	2	10	20	1		11	2	10	20	1		羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定によるものとする。				
11	2	10	21	1		根固めブロック工の施工については、第6編1-7-3根固めブロック工の規定によるものとする。	11	2	10	21	1		11	2	10	21	1		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。				
11	2	10	22	1		間詰工の施工については、第6編1-7-4間詰工の規定によるものとする。	11	2	10	22	1		11	2	10	22	1		間詰工の施工については、第6編1-9-4間詰工の規定によるものとする。				
11	2	10	23	1		沈床工の施工については、第6編1-7-5沈床工の規定によるものとする。	11	2	10	23	1		11	2	10	23	1		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定によるものとする。				
11	2	10	24	1		捨石工の施工については、第6編1-7-6捨石工の規定によるものとする。	11	2	10	24	1		11	2	10	24	1		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定によるものとする。				
11	2	10	25	1		かご工の施工については、第6編1-5-13羽口工の規定によるものとする。	11	2	10	25	1		11	2	10	25	1		かご工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定によるものとする。				
11	2	11	2	1	アスファルト舗装の材料	アスファルト舗装の材料については、第3編2-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。	11	2	11	2	1	アスファルト舗装の材料	11	2	11	2	1	アスファルト舗装の材料	アスファルト舗装の材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。				
11	2	11	2	2	コンクリート舗装の材料	コンクリート舗装の材料については、第3編2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。	11	2	11	2	2	コンクリート舗装の材料	11	2	11	2	2	コンクリート舗装の材料	コンクリート舗装の材料については、第3編2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	11	9	1		法面植生工の施工については、第3編2-3-7植生工の規定によるものとする。	11	2	11	9	1		11	2	11	9	1		法面植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。				
11	2	11	10	1		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-4舗装準備工及び第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。	11	2	11	10	1		11	2	11	10	1		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-1一般事項、第3編2-6-5舗装準備工及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。				
11	2	11	11	1		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-4舗装準備工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。	11	2	11	11	1		11	2	11	11	1		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-1一般事項、第3編2-6-5舗装準備工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。				
11	2	11	12	1		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-7薄層カラー舗装工の規定によるものとする。	11	2	11	12	1		11	2	11	12	1		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。				
11	2	11	13	1		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-8ブロック舗装工の規定によるものとする。	11	2	11	13	1		11	2	11	13	1		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定によるものとする。				
11	2	11	14	1		区画線工の施工については、第3編2-3-12区画線工の規定によるものとする。	11	2	11	14	1		11	2	11	14	1		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定によるものとする。				
11	2	11	15	1		道路付属物工の施工については、第3編2-3-13道路付属物工の規定によるものとする。	11	2	11	15	1		11	2	11	15	1		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定によるものとする。				
11	2	11	16	1		小型標識工の施工については、第3編2-3-9小型標識工の規定によるものとする。	11	2	11	16	1		11	2	11	16	1		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定によるものとする。				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項		
11	2	11	18	1		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-11路側防護柵工の規定によるものとする。	11	2	11	18	1		11	2	11	18	1		11	2	11	18	1		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。
11	2	11	19	1		縁石工の施工については、第3編2-3-8縁石工の規定によるものとする。	11	2	11	19	1		11	2	11	19	1		11	2	11	19	1		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるものとする。
11	2	11	20	1		側溝設置工の施工については、第6編1-9-9側溝工の規定によるものとする。	11	2	11	20	1		11	2	11	20	1		11	2	11	20	1		側溝設置工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定によるものとする。
11	2	11	21	1		ます設置工の施工については、第6編1-9-10集水枳工の規定によるものとする。	11	2	11	21	1		11	2	11	21	1		11	2	11	21	1		ます設置工の施工については、第3編2-3-30集水枳工の規定によるものとする。
11	2	12	1	2		受注者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工-擁壁・カルバート・仮設構造物工指針2-7 施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4.3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。	11	2	12	1	2		11	2	12	1	2		11	2	12	1	2		受注者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工-擁壁・カルバート・仮設構造物工指針5-11 施工一般及び土木構造物標準設計第2巻手引き（擁壁類）3.2.2 施工上の注意事項の規定によらなければならない。
11	2	12	10	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第6編1-6-4プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。	11	2	12	10	1		11	2	12	10	1		11	2	12	10	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。
11	2	12	11	1		補強土壁工の施工については、第8編3-4-6補強土壁工の規定によるものとする。	11	2	12	11	1		11	2	12	11	1		11	2	12	11	1		補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定によるものとする。
11	2	12	12	1		井桁ブロック工の施工については、第8編3-4-7井桁ブロック工の規定によるものとする。	11	2	12	12	1		11	2	12	12	1		11	2	12	12	1		井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定によるものとする。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	13	1	1		11	2	13	1	1		11	2	13	1	1		11	2	13	1	1	
					本節は、場内植栽工として植栽工、移植工、地被類植付工、 植生工 その他これらに類する工種について定めるものとする。																		
					本節は、場内植栽工として植栽工、移植工、地被類植付工、 種子吹付工 その他これらに類する工種について定めるものとする。																		
11	2	13	2	1		11	2	13	2	1		11	2	13	2	1		11	2	13	2	1	
					材料については、 第14編 2-3-2 材料の規定によるものとする。																		
					材料については、 第12編 2-3-2 材料の規定によるものとする。																		
11	2	13	3	1		11	2	13	3	1		11	2	13	3	1		11	2	13	3	1	
					植栽工の施工については、 第14編 2-3-3 高木植栽工の規定によるものとする。																		
					植栽工の施工については、 第12編 2-3-3 高木植栽工の規定によるものとする。																		
11	2	13	4	1		11	2	13	4	1		11	2	13	4	1		11	2	13	4	1	
					移植工の施工については、 第14編 2-4-4 高木移植工の規定によるものとする。																		
					移植工の施工については、 第12編 2-4-4 高木移植工の規定によるものとする。																		
11	2	13	5	1		11	2	13	5	1		11	2	13	5	1		11	2	13	5	1	
					地被類植付工の施工については、 第14編 2-3-6 地被類植栽工の規定によるものとする。																		
					地被類植付工の施工については、 第12編 2-3-6 地被類植栽工の規定によるものとする。																		
11	2	13	6	1		11	2	13	6	1		11	2	13	6	1		11	2	13	6	1	
					植生工の施工については、 第3編 2-3-7 植生工の規定によるものとする。																		
					植生工の施工については、 第3編 2-14-2 植生工の規定によるものとする。																		
11	2	14	5	1		11	2	14	5	1		11	2	14	5	1		11	2	14	5	1	
					修景池工の施工については、 第12編 3-8-11 流れ工 の規定によるものとする。																		
					修景池工の施工については、 第12編 3-8-9 小規模水景施設工 の規定によるものとする。																		
11	2	14	6	1		11	2	14	6	1		11	2	14	6	1		11	2	14	6	1	
					修景水路及びびます工の施工については、 第14編 3-8-11 流れ工 によるものとする。																		
					修景水路及びびます工の施工については、 第12編 3-8-9 小規模水景施設工 によるものとする。																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	15	4	1		フェンス工の施工については、第14編3-11-7柵工の規定によるものとする。	11	2	15	4	1		11	2	15	4	1		11	2	15	4	1		11	2	15	4	1		フェンス工の施工については、第12編3-11-8柵工1.の規定によるものとする。				
11	2	15	6	1		四阿工の施工については、第14編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	11	2	15	6	1		11	2	15	6	1		11	2	15	6	1		11	2	15	6	1		四阿工の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。				
11	2	15	9	1		パーゴラ工の施工については、第14編3-12-4パーゴラ工の規定によるものとする。	11	2	15	9	1		11	2	15	9	1		11	2	15	9	1		11	2	15	9	1		パーゴラ工の施工については、第12編3-12-4パーゴラ工の規定によるものとする。				
11	2	15	10	1		旗ポール工の施工については、第14編3-11-10掲揚ポール工の規定によるものとする。	11	2	15	10	1		11	2	15	10	1		11	2	15	10	1		11	2	15	10	1		旗ポール工の施工については、第12編3-11-11掲揚ポール工の規定によるものとする。				
11	2	15	12	1		案内板工の施工については、第14編3-11-8サイン施設工の規定によるものとする。	11	2	15	12	1		11	2	15	12	1		11	2	15	12	1		11	2	15	12	1		案内板工の施工については、第12編3-10-9サイン施設工の規定によるものとする。				
11	2	15	14	1		階段工の施工については、第14編3-7-15階段工の規定によるものとする	11	2	15	14	1		11	2	15	14	1		11	2	15	14	1		11	2	15	14	1		階段工の施工については、2-8-9躯体工及び第3編2-3-22階段工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。				
11	2	15	16	1		照明工の施工については、第14編3-6-3照明設備工の規定によるものとする。	11	2	15	16	1		11	2	15	16	1		11	2	15	16	1		11	2	15	16	1		照明工の施工については、第12編3-6-3照明設備工の規定によるものとする。				
11	2	16	1	2		受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成10年12月1日）、再生資源の利用促進について（建設大臣官房技術審査官通達、平成3年10月5日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	11	2	16	1	2	(1)	11	2	16	1	2	(1)	11	2	16	1	2	(1)	11	2	16	1	2		受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用促進について（建設大臣官房技術審査官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
11	2	16	1	2		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。	11	2	16	1	2	(2)	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。																												
11	2	16	1	2		受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（マニユフスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。	11	2	16	1	2	(3)	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニユフスト）または電子マニユフストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。																												
11	2	16	1	2		受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	11	2	16	1	2	(4)	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。																												
11	2	16	1	3		受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。																																			
							11	2	17	0	0	第17節	コンクリート構造物補修工																												
							11	2	17	1	0	2-17-1	一般事項																												
							11	2	17	1	1		本節は、硫酸によるコンクリート腐食が生じたコンクリート構造物の補修に係る工種について定めるものとする。																												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年4月）						新（平成29年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
						11	2	17	2	0	2-17-2 劣化部除去工		
						11	2	17	2	1			受注者は、劣化部の除去を設計図書に示された深さまで確実にを行うとともに、健全なコンクリート面を露出させなければならない。
						11	2	17	2	2			受注者は、劣化部の除去に伴う排水（高圧洗浄等）を廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他関係法令に従って適正に処理しなければならない。
						11	2	17	3	0	2-17-3 鉄筋処理工		
						11	2	17	3	1			受注者は、はつり出した鉄筋の浮き錆を除去し、設計図書に示された仕様の防錆剤を用い、塗り残しや塗りむらが生じないように塗布しなければならない。
						11	2	17	3	2			受注者は、浮き錆を除去後、再度錆が生じないように鉄筋の防錆処理を迅速に施工しなければならない。
						11	2	17	4	0	2-17-4 断面修復工		
						11	2	17	4	1			受注者は、断面修復工の施工に先立ち、コンクリートのひび割れ等の欠損部を適切に処理しなければならない。

